

子育て世帯を応援する給付金の支給が始まっています

新型コロナウイルス感染症流行の長期化による雇用状況の悪化などで家計に影響のある子育て世帯の支援を目的に、令和3年5月から「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給が始まっています。

ひとり親世帯の皆さまへ

支給対象者

①、②、③のいずれかに当てはまる方に支給



- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など）を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている方

ひとり親以外の子育て世帯の皆さまへ

支給対象者

①と②の両方に当てはまる方に支給



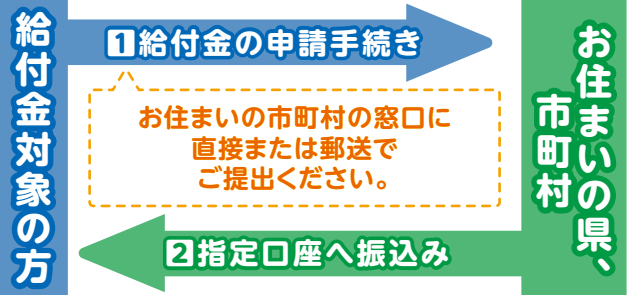
- ①令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害のある子の場合は20歳未満）を養育している方
- ②令和3年度住民税均等割が非課税の方、または令和3年1月1日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方

支給額 児童1人当たり一律5万円

支給手続

令和3年4月分の児童扶養手当受給者、及び、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方は申請不要で、それぞれの手当の口座に振り込まれます。

- 上記以外の方は、給付金を受けるには申請が必要です。
- 申請書は市町村窓口、または市町村ホームページから入手ください。
- 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類を添えてお住まいの市町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- 県、市町村の担当者が申請内容を確認し指定口座に振り込みます。



申請〆切 令和4年2月28日(月)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話〈#9110〉）にご連絡ください。

問い合わせ

青少年・子ども家庭課 電話：098-866-2174 FAX：098-868-2402

広告